

大阪府特別職報酬等審議会 審議概要

1. 日時 平成 27 年 8 月 3 日 14 時 00 分から 15 時 10 分

2. 場所 大阪府公館

3. 出席者

(委員)

池田会長、尾池委員、倉持委員 (会長代理)、藤本委員、本荘委員、山本委員
(大阪府)

村上人事局長

[人事局企画厚生課]

田村課長、伊藤参事、奥野企画調整補佐、廣永企画総括主査、山岡主事、上野主事

4. 議題

(1) 教育長の給料の額について

(2) 行政委員の報酬等の額について

5. 議事要旨

(1) 教育長の給料の額について

○事務局より資料等の説明

○委員意見等

- ・ 職責に応じた報酬を支払うべきであると考えてるのであれば、法改正により職責が増した分を給料として支払うのでいいのではないか。
- ・ 改正前の教育委員長の職責が付加されているのであれば、改正前の教育委員会委員長と委員の報酬の差額を基に改定額を算出するのは妥当と思われる。
- ・ (会長より) ⇒事務局案ベースで進めていくことでよろしいか。
→委員了承

(2) 行政委員の報酬等の額について

○事務局より資料等の説明

○委員意見等

- ・ 日額には時間の概念がないが、業務に要する時間を考慮する必要はないのか。
(事務局より) ⇒事実としては、地方自治法第 230 条の 2 第 2 項では「非常勤の職員は勤務日数に応じて報酬を支給する」と定められており、その規定からすると、日の中の時間という概念はない。

(委員より) ⇒法の制約があるのは理解するが、それを勘案した上でどのようにするか決めていくのが審議会の役割であると思う。

- ・勤務の対価として報酬を支払うにも関わらず、月 8 日以上勤務している委員に対し、月 8 日を限度にしているのは反対給付となり得るのか。
- ・一部の委員会で、月平均 8 日以上勤務しているということは、月 8 日以上の勤務が常態化している委員がいるのではないか。勤務に見合った報酬を払うべきではないか。
- ・勤務日数の多い委員会は月額、少ない委員会は日額にするというのは、それが良いかは別として、一つの妥当な考えではないか。
- ・それぞれ違う業務、職責を担っている委員会にも関わらず、一律に報酬を決めるのはいかがか。
- ・マーケットコストは考慮しないのか。行政側の都合だけで額を決めるのはいかがか。弁護士の相談料等のマーケットコストを考慮すべきと考える。
- ・非常勤の委員も 1.66% (本庁部長級の給与改定率) 改定は基本となるのか。

(事務局より) ⇒過去より、常勤の特別職と同様に取扱う考え方をしている。
平成 23 年の審議会でも他の特別職と同様に、本庁部長級の給与改定率を反映した改定を行っている。

- ・(会長より) ⇒非常勤の行政委員は課題も多く、結論をすぐに出すのは拙速と考えられるため、継続審議し、審議会で意見がまとまった時点で意見具申するのはいかがか。

→委員了承

- ・(会長より) ⇒常勤の行政委員については、他の常勤の特別職を考慮し、一般職の改定率を踏まえて、相当額の引き上げを行うということで良いと思うが、いかがか。

→委員了承

(3) その他

- ・(会長より) ⇒次回は、今回までの審議会での議論を踏まえ、事務局に答申(案)を作成していただき、それを基に議論をすることとしたい。

→委員了承

- ・(事務局より) ⇒答申(案)が出来次第、各委員の方に説明に伺う予定をしているので、後日日程調整をお願いしたい。

→委員了承